



# 暮らしの判例



国民生活センター 消費者判例情報評価委員会

消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

## 個別クレジット契約のクーリング・オフが有効とされた事例

本件は、訪問販売により個別信用購入あっせん(個別クレジット契約)を利用して学習教材を購入した消費者が、売買契約書およびクレジット契約書の交付を受けてから8日を経過した後に、販売会社とクレジット会社に対してクーリング・オフをしたケースについて、各契約書面の記載内容に不備があるのでクーリング・オフ期間は進行しておらずクーリング・オフは有効であると認め、割賦販売法に基づきクレジット会社に対して既払い金約19万円の返還を命じた事例である。(名

古屋簡易裁判所 平成30年1月29日判決、『消費者  
法ニュース』116号328ページ)

原告：X(消費者)  
被告：Y(クレジット会社)  
関係者：A(学習教材の訪問販売業者)

### 事案の概要

Xは、Aとの間で、自宅への訪問販売により、2015年10月上旬、子ども用学習教材の売買契約を締結した。売買代金約90万円については、個別クレジット契約を利用する内容であった。個別クレジット契約は、クレジット会社であるYとの間で、立替手数料を含む総額約114万円の内容であった。Xは、契約に基づいて約26万円を支払ったものの、Aに対して2016年8月下旬付けの内容証明郵便によりクーリング・オフの通知を行った。Yには同年10月下旬付けの本件訴状の提出によりクーリング・オフを行った。本件訴訟は、Yに対して支払った合計約26万円を返還するよう求め提訴に及んだ事件である。

本件訴訟で争点となったのは、売買契約の対象となった商品の内容とXがAから受領した売買契約書と個別クレジット契約書の記載内容が特定商取引法および割賦販売法に定める記載事項を満たす法定書面といえるかどうか、法定記載事項を満たしていない場合にはクーリング・オフ期間は進行しないのかという点であった。その他については、Yから反論されなかったため争点とはならず、本件判決では判断していない。

### 裁判所の判断

●本件契約書面は法定の記載事項である商品名や商品の数量の記載を欠く不備な書面か否かについて

XとAの本件教材の売買契約と、XとYの本件クレジット契約は、いずれもAの営業所以外の場所であるXの自宅で締結されたものであるから、本件教材売買契約は、訪問販売に該当することは明らかである。そして、XとAとの間の本件学習教材購入契約の対象は「学習教材中1～高3、ハードディスク 小5～6 算数中1～中3 5ケ目 高1～高3 3ケ目」、(中略)、月一訪問サポート(習慣化出来る迄)の「<sup>まで</sup>中学1年生から高校3年生までの6年分」の学習教材と認めることができるのに対し、AからXに対し交付された本件教材売買契約書および本件クレジット契約書の商品名記載欄には「学習教材(中1～中3 5ケ目 ハードディスク)」としか記載されていないことからすると、そもそも現実にXが購入した対象商品と法定書面に記載された対象商品とが一致しておらず、法定書面として不十分である。また、本件教材売買契約書および本件クレジット契約書の商品名記載欄の

「学習教材(中1～中3 5ケ目 ハードディスク)」の記載のみによっては「高1ないし高3」の学習教材のほか「役務の提供」が含まれているか否かも客観的に認識することはできない。割賦販売法および特定商取引法は、商品名として客観的に認識できるだけの記載を要求していると解されることからすれば、Xがそのような認識を有していたとしても、法定書面として、消費者が購入した商品などを客観的に認識できる程度の特定等を欠くことについて免責されるものではない。

### ●クーリング・オフについて

Xは、適法な法定書面の交付を受けたとはいえ、本件教材売買契約書および本件クレジット契約書のクーリング・オフ期間は進行することがなく、本件教材売買契約について特定商取引法5条所定の法定書面を受領した日から起算して8日を経過したといえず、また、本件クレジット契約について、割賦販売法35条の3の10の法定書面を受領した日から8日を経過したともいえない。そして、XはAに対し、2016年8月下旬付け内容証明郵便を発送して、本件売買契約についてクーリング・オフの意思表示を発信した事実が認められ、また、本件訴状をもってするXの本件クレジット契約のクーリング・オフの意思表示が同年11月上旬、名古屋簡易裁判所からYに送達された事実は、一件記録上において明らかである。よって本件教材売買契約のクーリング・オフの意思表示および本件クレジット契約のクーリング・オフの意思表示はいずれも有効である。

## 解説

### ●はじめに

本件は、販売業者から訪問販売で高額な学習教材を購入した消費者が、クレジット会社の個別クレジット契約による分割払いを利用していったケースについて、契約締結から1年前後が経

過した後にクーリング・オフを行使して、クレジット会社に対して既に支払っていた金銭全額について返還するように求めた事案である。

本件での争点は、消費者とクレジット会社との契約について、クーリング・オフ期間が経過しているか否かであった。そのため、クレジット会社との関係では、クーリング・オフ期間の起算日である法定書面の交付の有無、つまり消費者が契約締結時に受け取った個別クレジット契約の契約書面の記載からみて、割賦販売法で定める契約書面に該当するといえるかどうかについての判断がなされている。

このような形態での取引は、消費者契約ではよくあるケースであり、ありふれた紛争である。しかし、契約関係と法律は極めて複雑であり単純ではないので、まずこの点について整理しておこう。

### ●個別クレジット契約をめぐる問題と整理

この事例のように、高額商品を購入するに当たり個別クレジット契約を利用する場合には、消費者は、相手方も契約の内容も異なる2つの契約を締結することになる。2つの契約とは、販売業者との商品の販売契約とクレジット会社との立替払契約である。

特定商取引法に基づいて販売会社との売買契約をクーリング・オフによって解消しても、クレジット会社との間の契約には法的効果は及ばない。

### ●割賦販売法の規制の意義

割賦販売法では、前記の契約のしくみを個別信用購入あっせん(いわゆる個別クレジット)と定義し規制している。個別クレジット契約に関する重要な民事ルールとして、2つの制度を特別に設けている。第一は、支払い停止の抗弁制度である。第二が、販売業者や役務提供者との契約が特定商取引法によりクーリング・オフできる場合には、個別クレジット契約に限って、クレジット会社との間の契約もクーリング・



オフできるとする制度を設けている点である。本件では、この制度を利用したケースについて、クーリング・オフ期間の起算日が問題となったわけである。

### ●割賦販売法に基づくクーリング・オフ制度の意義

クレジット会社との契約をクーリング・オフすることができるメリットとしては、本件のように、契約から長期間が経過している場合にクレジット会社に支払った金銭の返還を求めることができる点にある。訪問販売業者は零細業者も少なくなく、倒産したり行方不明になったり、支払い能力がなかったりする場合が少なくないため、支払済みの金銭を回収できないことも少なくない。

一方、クレジット会社は、割賦販売法による登録業者であり、一定の資産要件も定められているなど回収可能性が高い。このようなことから、クレジット会社に対するクーリング・オフの行使は消費者被害の救済のための意味があるわけである。

### ●クレジット契約をクーリング・オフする場合の注意点

割賦販売法では、販売契約が訪問販売の場合の個別クレジットのクーリング・オフについて、35条の3の10で次のように定めている。

当該各号に定める者(申込者等)は、書面により、申込みの撤回等(次の各号の個別信用購入あつせん関係販売契約(中略)に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の解除をいう。)を行うことができる。ただし、前条第三項の書面を受領した日(その日前に同条第一項の書面を受領した場合にあつては、当該書面を受領した日)から起算して八日を経過したとき(中略)は、この限りでない。

クーリング・オフの通知を受けたクレジット会社と販売業者については、4項以下で次のように定める。

4 個別信用購入あつせん業者は、第一項本文の書面を受領した時には、直ちに、個別信用購入あつせん関係販売業者又(または)個別信用購入あつせん関係役務提供事業者はその旨を通知しなければならない。

5 申込者等が申込みの撤回等を行つた場合には、当該申込みの撤回等に係る第一項本文の書面を発する時において現に効力を有する個別信用購入あつせん関係販売契約(中略)は、当該申込者等が当該書面を発した時に、撤回されたものとみなし、又は解除されたものとみなす。ただし、当該申込者等が当該書面において反対の意思を表示しているときは、この限りでない。

9 個別信用購入あつせん業者は、申込みの撤回等があり、かつ、第五項本文の規定により個別信用購入あつせん関係販売契約(中略)が解除されたものとみなされた場合において、申込者等から当該個別信用購入あつせん関係受領契約に関連して金銭を受領しているときは、当該申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならない。

販売業者とクレジット会社同士の内部清算については、同条8項で

個別信用購入あつせん関係販売業者(中略)は、第五項本文の規定により個別信用購入あつせん関係販売契約(中略)が解除されたものとみなされた場合において、個別信用購入あつせん業者から既に商品(中略)代金又は役務の対価の全部又は一部に相当する金額の交付を受けたときは、当該個別信用購入あつせん業者に対し、当該交付を受けた商品若しくは権利の代金又は役務の対価の全部又は一部に相当する金額を返還しなければならない。

と定める。

これらの規定の趣旨は、クレジット会社のみクーリング・オフの通知をすればよい(クレジット会社より返金を受けられる)こと、さらに先に販売契約を解除してしまうと個別クレジット契約はクーリング・オフの効果を受けられなくなることを意味する。

つまり、個別クレジット契約をクーリング・オフする場合には、販売業者に対する通知と同

時に出すか、クレジット会社に対してのみ通知する、という点に留意する必要があるということである。

## 判決のポイント

2008年の割賦販売法による改正で、特定商取引法による訪問販売・電話勧誘販売・連鎖販売取引・特定継続的役務提供・業務提供誘引販売取引の5種類の取引に関する個別信用購入あっせん取引（個別クレジット契約ともいう）について、クレジット会社との立替払契約もクーリング・オフができることとなった。改正の背景にはクレジット会社による加盟店調査義務の法定化と、これによる個別クレジットの利用から悪質加盟店を排除することにある。

本件は、訪問販売でクレジット契約を利用した子ども用学習教材について、割賦販売法上のクレジット契約書の記載内容とクーリング・オフ期間の起算日の解釈が問題となった事案である。実際の役務付き売買契約の内容と契約書面に記載されていた商品の内容が対応しておらず、役務の記載もなかった事案であり、参考判例にみるように従来の裁判例からして当然の結論といえる。

被告であるクレジット会社は、(1)消費者は契約内容を正しく認識していたものであり、法定書面の交付がなくてもクーリング・オフ期間の進行には差し支えはない、(2)消費者のクーリング・オフ行使は信義誠実の原則に反する、と主張した。判決では、(1)については条文を根拠にクーリング・オフの起算日となる契約書面の記載内容は、法律で定められた記載内容が客観的に明確に記載されていることが必要であること、(2)については証拠上信義誠実に反する事実は認められないとして認めなかった。

なお、消費者の支払い済みの金額については、証拠上明らかな部分についてのみ認めている。消費者は、消費者契約法による取消しも主張し

たが、クーリング・オフを有効としたことから、消費者契約法については判断しなかった。

### ●民事裁判の当事者主義について

本件事案では、クレジット会社は、先に販売会社に対するクーリング・オフがなされている場合の個別クレジット契約のクーリング・オフの効果に関する主張はしなかったため、判決では、この点を問題にしていない。民事裁判は、当事者主義を採るので当事者が主張しないことは、裁判所は判断しないためである。

そのため、本件事案は、クレジット会社側の主張によっては異なった結論になった可能性が高いと思われる。

### 参考判例

いずれも特定商取引法によるクーリング・オフの起算日である法定書面該当性が問題となった事例である。

#### ●訪問販売

東京地裁平成5年8月30日判決(『判例タイムズ』844号252ページ)

神戸簡裁平成4年1月30日判決(『判例時報』1455号140ページ)

東京地裁平成7年8月31日判決(『判例タイムズ』911号214ページ)

神戸地裁平成元年10月4日判決(『NBL』477号35ページ)

福岡高裁平成11年4月9日判決(『月刊国民生活』2003年4月号46ページ)

東京地裁平成11年7月8日判決(『月刊国民生活』2002年12月号46ページ)

京都地裁平成17年5月25日判決(最高裁ホームページ)

#### ●連鎖販売取引

京都地裁平成17年5月16日判決(『月刊国民生活』2006年2月号66ページ)

#### ●特定継続的役務提供

東京地裁平成26年11月21日判決(LEX/DB)

#### ●業務提供誘引販売取引

名古屋地裁平成14年6月14日判決(『月刊国民生活』2002年11月号50ページ)